

法改正情報	2026年度版 弁理士試験 体系別短答式枝別過去問題集
-------	-----------------------------

5285-6

令和8年1月1日に「特許協力条約に基づく規則」(PCT規則)が改正、発効となりました。こちらは令和8年度の弁理士本試験に出題される範囲にあたるため、本書記載内容に下記の変更が生じました。恐れ入りますが、下記ご確認の上、本書をご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稻田経営出版

頁	箇所	書籍の記述	発効後の記述
519	問96	<p>× PCT規則33.1(a)</p> <p>国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的とする(PCT15条(2))。関連のある先行技術とは、世界のいざれかの場所において<u>画面による開示</u>によって公衆が利用することができるよう^にされている必要がある(PCT規則33.1(a))。したがって、<u>口頭により開示されている</u>ものは含まない。よって、本枝は誤り。</p>	<p>○ PCT規則33.1(a)</p> <p>国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的とする(PCT15条(2))。関連のある先行技術とは、世界のいざれかの場所において<u>手段のいかんを問わず</u>公衆が利用することができるよう^にされている必要がある(PCT規則33.1(a))。したがって、<u>口頭による開示も先行技術の定義に含まれる</u>。よって本枝は正しい。</p>
521	問100	<p>× PCT規則34.1(b)(iii)</p> <p>PCT15条(4)に規定する資料(「最小限資料」)には、非特許文献も含まれる(PCT規則34.1(b)(iii))。よって、本枝は誤り。</p>	<p>× PCT規則34.1(b)(ii)</p> <p>PCT15条(4)に規定する資料(「最小限資料」)には、非特許文献も含まれる(PCT規則34.1(b)(ii))。よって、本枝は誤り。</p>
537	問137	<p>× PCT規則63.1(ii)</p> <p>少なくとも、審査の目的のために適正に整備されたPCT規則34に定める最小限資料を容易に利用することができるよう^にしておかなければならぬ(PCT規則63.1(ii))。よって、本枝は誤り。</p>	<p>× PCT規則63.1(iii)</p> <p>少なくとも、審査の目的のために適正に整備されたPCT規則34に定める最小限資料を容易に利用する^{できる}よう^にしておかなければならぬ(PCT規則63.1(iii))。よって、本枝は誤り。</p>

以上